

《鳴門市農業委員会 7月総会 議事録》

開催日時 令和8年7月29日(月) 午後3時20分

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1番 栗田 和美	2番 石園 順市	3番 稲木 伸顕
	4番 大西 善郎	5番 小川 佳	6番 沖野 泰宏
	7番 小林 幸男	8番 齋藤 崇顕	9番 杉本 英昭
	10番 竹村 昇	11番 中井 弘	12番 西川 美鈴
	13番 長谷川 マチ子	14番 林 博子	15番 福田 正幸
	16番 藤岡 公美子	17番 前川 智久	18番 増金 武夫
	19番 宮本 正一	20番 向 栄治	

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 取消願について	1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	7件
⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農地中間管理事業)	3件
⑥ 非農地証明願について	4件
⑦ 地目照会について	1件

事務局長 それでは、定刻を少し過ぎておりますけれども、ただいまから令和8年7月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして林会長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

林会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員20名、欠席委員0名でありまして、過半数に達しております。よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは、進行は林会長によりしくお願いいたします。

林会長 はい。議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、3番 稲木委員、5番 小川委員にお願いいたします。
それでは、議案に基づき議事を進行してまいります。

 『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 6件>
 ・申請番号1～6について申請内容説明

林会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見をお願いいたします。

大西委員 4番。譲受人は現在徳島市に住んでいますが、北灘町に家を購入し、同じ所有者が持つ隣接する農地についても売買の話となり、本申請に至りました。
新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認しました。
取得後は自家消費用に季節野菜を栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できておりますので、この申請について、許可しても問題無いと考えております。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見をお願いします。

栗田委員 1番。譲受人は天津町で自家消費用に季節野菜を栽培しています。譲渡人は娘である譲受人に自宅近くの農地を贈与したいと考え、本申請にいたしました。
申請地はこれまで、キュウリやトマト、タマネギなどの自家消費用の野菜を栽培しており、取得した後も継続して栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

林会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見をお願いします。

齋藤委員 大津町で主に稲とキャベツを栽培している認定農家です。先月、取得した農地への進入経路として、今回の申請した農地を取得するということで、譲渡人と譲受人との間で、話がまとまったため、本申請になりました。
申請地を含む農地は、現在、借り受けて水稻を栽培しています。取得後も引き続き、農地として稲を栽培する計画です。
適切に農地を利用するものとも意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請について、許可しても問題無いと考えています。
よろしくお願いします。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

林会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見をお願いいたします。

小林委員 7番。本来であれば、担当地区委員が意見を述べますが、前期より私が担当していましたので、代わりに意見を発言します。
譲渡人は財産処分を考えていました。そこで、家庭菜園をしたいと考え農地を探していた譲受人との間で農地売買の話がまとまり、本申請に至りました。
新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認いたしました。
取得後は自家消費用に季節野菜を栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意見も確認できていますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。
ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

林会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号5番・6番について、この案件を担当していただいた委員さ

んからのご意見をお願いいたします。

小林委員

7番。譲渡人は大麻町でいちごと梨を栽培している認定農業法人とその代表者ですが、事業規模を縮小するため、財産処分を考えていました。そこで、新規に農地を取得し、ハウスでのいちご栽培を行いたいと考えていた譲受人との間で売買の話がまとまり、本申請に至りました。

新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認いたしました。また、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることも確認いたしました。

取得後はハウスでいちご、トマト、メロンの水耕栽培を行う予定です。

適切に農地を利用するとの意見も確認できていますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

林会長

ただいま、意見を申し上げました、申請番号5・6番について、採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

林会長

無いようでございますので、申請番号5番・6番については原案どおり許可いたします。

以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。事務局より、申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

<2. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>
・申請番号1～3について申請内容説明

林会長

次に、申請番号1番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見ををお願いします。

竹村委員

10番です。譲受人は申請地の近隣住民であり、全く手入れされていない休耕地となっている申請地について、道に木が覆いかぶり、通行にも支障が生じている状態で、景観上も問題であることから、購入し、手入れをして地域環境を健全で良好な状態に戻し地元の環境保全、景観向上に寄与したいと考えていた所、譲渡人と話がまとまったため、今回の許可申請となりました。

事業計画では、造成及び盛り土の予定は無く、現状のまま既存の雑木を伐採し、藪椿等を5メートル間隔で植林を行い、以後適切に管理していく予定です。また排水については、雨水のみであり地下浸透で処理することと、地元水利組合からの同意も得ています。周辺農地への影響もないことなどから、許可することに問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

林会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

はい。申請地は、萩原集会所から南へ約190mに位置しており、市街化調整区域内の第2種農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。

周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められ

ます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長 それでは、お諮りいたします。
申請番号1番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見ををお願いします。

宮本委員 19番。譲受人である●●が、自社で用いる神事用の榊の植栽場を探していたところ、神社に近く管理も容易に行える申請地を取得することについて、譲渡人と話がまとまったため、今回の許可申請となりました。
事業計画では、造成及び盛り土の予定は無く、現状のまま既存の樹木は伐採し、神事用の榊20本の植栽を行うのみとなります。
また排水については、雨水のみであり地下浸透で処理することであるため、周辺農地に影響を与えることはありません。これらのことから、許可することに問題ないと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 はい。申請地は、●●から北へ約300mに位置しており、市街化調整区域内の第2種農地に該当します。
今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。
資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長 それでは、お諮りいたします。
申請番号2番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

林会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、この案件を担当してくれた委員さんからご意見ををお願いします。

小林委員 7番。譲渡人は大麻町でいちごと梨を栽培している認定農業法人ですが、事業規模を縮小するため、農地の処分を考えていました。
そこで、新規に農地を取得し、ハウスでのいちご栽培を行いたいと考えていた譲受人との間で農地の売買の話がまとまりましたが、申請地について農地法上の手続きが行われていないことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。
事業計画では、既に鉄筋コンクリート造平屋建のトイレが建築、利用されており、新たな工事は行いません。取水は既存水道より取水し、排水は浄化槽を経由したのちに地域の排水路に排水することについて、地元水利組合の同意を

得ております。

周辺農地への影響も軽微であることから、許可することに問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

はい。請地は、牛屋島大橋から南西へ約300mに位置しており、農業振興地域内農用地区域内農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業振興地域整備計画の農用地から農業用施設用地への用途区分変更申請がなされており、その手続きが完了しています。

また、地域計画について、農業上の利用に関するものは事後の変更が可能であるため、今回の許可申請を受け付けています。

農用地区域内農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しており、許可することができます。

なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

林会長

それでは、お諮りいたします。

申請番号3番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

林会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』許可処分の取消願についての審議に入ります。事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<3. 取消願について 1件>

林会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

林会長

申請番号1番については、原案どおり承認といたします。

以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局係長

<4. 報告事項 22件>

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 5件 |
| ② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 1件 |
| ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 1件 |

④ 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)	7 件
⑤ 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (農地中間管理事業)	3 件
⑥ 非農地証明願について	4 件
⑦ 地目照会について	1 件

林会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第 4 号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございませんか。

竹村委員 質問があります。

林会長 はい、どうぞ。

竹村委員 先日、農地中間管理事業の売買であれば税金が軽減されるというので、新規就農の子が田を買うことになったのですが、500m以内に自分の農地がなければ適用外であると農地中間管理機構に指摘されました。

新規就農者が田を持っているわけがないではないですか。

むしろ、新規就農者をそういった制度に適用してあげるのが本来ではないですか。

どういう理由で除外しているのですか。

事務局次長 購入される方に農地を集積するという目的で、例えば認定農業者であれば…

竹村委員 認定農業者です。

事務局次長 これから始めるのであれば、認定新規就農者ではないでしょうか。

竹村委員 もう 2・3 年前には認定を取っています。
そうであるのに、農地中間管理機構からはできないと言われました。

なぜだめなのか理解できません。

初めての子で少しでも費用を安くしたいので、3 条申請ではなく農地中間管理事業を使おうとしました。3 条で手続きをした方が簡単ですが、司法書士への依頼料も必要ですし、税金も免除されないではないですか。

どういう理由で、田を持っているはずのない新規就農者を除外するような条件にしているのか教えてください。

事務局次長 農地中間管理事業の事務局である徳島県農業開発公社の方に確認させていただきます。

竹村委員 確認してください。何が理由でできないのか。
500m以内にないだけで、他の条件は全てクリアしています。

事務局次長 今、農地は持っているのですか。

竹村委員 持っていません。全て借地です。

事務局次長 借りているのですね。

竹村委員 借りてずっと農業をしています、自分の所有地が500m以内になければいけないということです。理由がわかりません。

事務局次長 公社の担当者の方に直接聞いてから回答させていただきます。
恐らく農地の集積等の面を考慮して公社が判断しているのだと思いますが。

竹村委員 しかし新規就農でその条件をクリアするというのは、

事務局次長 新規就農ですが、農地を借りて耕作しているところはあるのですよね。

竹村委員 ええ、あります。

事務局次長 今回購入しようとしている土地で、公社の方がその周辺500mに所有地がないといけないと言っているのですよね。

竹村委員 そうでなければ該当しないと言われています。

事務局次長 それで、農地中間管理事業の売買は使えないという話になったわけですね。

竹村委員 公社が断ってきました。そんな理由では納得できませんよ。
国でも県でも新規参入の促進をしてきているのに、そんな条件はおかしいです。

事務局次長 一度、公社の方に確認させていただいても良いですか。

竹村委員 ええ、確認してください。

事務局次長 ありがとうございます。

林会長 ありがとうございます。
他に何かございませんか。

杉本委員 議案書3ページの〇〇についてですが、以前にハウスを探しているという話になったところですね。

事務局次長 はい、そうです。

杉本委員 2反か3反という話だったと思うのですが、1町になっていますが、安かったからでしょうか。

事務局次長 ありがとうございます。
イチゴを栽培するのに5反程度の農地を探しているという話ではあったのですが、今回▲▲さんが元々していた所が売買できるようになったので、申請が出てきています。

杉本委員 では、以前の農地を探しているという話はもう終わったという事ですね。

事務局次長 そういうことになります。
ありがとうございます。

林会長 ありがとうございます。
他に何かありませんか。

事務局はありませんか。

事務局 ありません。

林会長 無いようでございますので、これもちまして令和8年7月の総会を終了いたします。当時間にわたり、ありがとうございました。

閉会 午後4時5分
令和8年7月29日

会 長 林 博子

議事録署名者 稲木 伸顕

議事録署名者 小川 佳